

議案（１）協定福祉避難所について（防災専門部会より）

《参考資料》協定福祉避難所について、協定書（案）

●避難所の現状と課題

障害者などを含めた要配慮者の現在の避難方法としては、まず最寄りの公共施設（学校の体育館、コミセン等）に指定避難所が開設され、障害者など要配慮者の方は、その施設の中の福祉スペースで過ごすこととなりますが、指定避難所で過ごすことが困難な場合は、市が二次避難場所の調整を行い、市の指定福祉避難所（総合福祉センター、ヘルスケアセンター等）を開設し、そちらに移っていただく、という流れになっています。

しかしながら、精神障害者・知的障害者の家族からは、「避難したいけど迷惑をかけるから避難所に行けない」「慣れない場所に避難するよりも、普段通り慣れた事業所に避難できた方がいい」といった声も聞かれるところです。

こうした背景から、障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が避難所となり、障害者や家族を受け入れる仕組みを提案することとしました。

●協定福祉避難所の仕組みについて

現在の避難方法は、最寄りの指定避難所に避難するパターンであるのに対し、今回の提案は、障害者のうち、事業所に通所している方については、その事業所が開設する協定福祉避難所に直接避難できるようにする、というものです。また、通所していない方については従来どおり指定避難所へ避難していただく形となりますが、指定避難所で過ごすことが困難な方については、市から各事業所（協定福祉避難所）に受入れを打診し、受入れに余裕があれば、受け入れていただく、というものです。

協定福祉避難所を設置する主なメリットとしては、事業所の協力を得ることで、知的・精神障害者が安心して避難することができること、事業所に直接避難することで、指定避難所等で市職員が対応するより、知的・精神障害者に対して適切なケアができることなどが挙げられます。

●協定書（案）と今後について

上記の仕組みをつくっていくためには、市と事業所との間で協定を結ぶ必要があることから、市と、防災専門部会の主なメンバーである「ひたちなか・那珂・大洗・東海地域福祉関係団体連絡協議会」の間で結ぶ協定書として、別紙「災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定書（案）」のとおり結びたいと考えております。今回の自立支援協議会で承認いただいた上は、本年度のうちにこの内容をもって協定を結びたいと考えております。

因みに、今回、協定福祉避難所として登録を予定するのは、連絡協議会構成員の５事業所ですが、今後さらに増えていくことを想定し、また知的障害・精神障害以外の分野にも範囲を広げていくことも視野に入れ考えていく中で、今回の協定書は今後のモデルになるものと考えております。